

第 6 次川西市総合計画策定支援業務仕様書

1．業務名称

第 6 次川西市総合計画策定支援業務

2．業務目的

本業務は、本市の最上位計画であり、総合的かつ計画的な行政運営を図るために市が進むべき方向性を示す「第 6 次川西市総合計画」の策定を目的とする。

3．委託期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4．次期総合計画の期間及び構成

(1) 計画期間

令和 6 年度～令和 13 年度（8 年間）とする。

(2) 体系案

次期総合計画は、次の ～ から構成されるものとする。

基本構想

本市の特性、魅力、広域的な位置付けを整理し、長期的な展望に立ち、新たな将来の都市像やまちづくりの基本理念とその実現のためのまちづくりの基本方針を示す。

基本計画

各個別計画と十分に整合を図りながら、基本構想で示した新たな都市像、まちづくりの基本理念及びまちづくりの基本方針を実現するための体系や基本的な施策を示す。特に優先的・重点的に取り組む「重点施策」については、「第 3 次川西市総合戦略」と位置付け、地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略と整合を図るものとする。

実施計画

基本計画に定められた施策や事業を効率的・効果的に実施するために必要な事業の年次計画を示す。毎年、必要に応じて見直しを図る（ローリング方式）。

第 6 次総合計画では、これまで取り組んできた参画と協働のまちづくりに加え、住み続けたいと思えるまちづくりの実現に向け、取り組むべき施策を体系的に定める。なお、川西市総合計画審議会や川西市総合計画推進本部会議等の審議状況を踏まえて計画案を調整する。

5．総合計画策定の役割

業務実施においては、別添資料 1（第 6 次川西市総合計画策定方針）に示すとおり、当市における総合計画の役割及びそのために次期総合計画ではどのような視点を大切にしたいと考えているかということに十分に留意すること。

6. 業務概要

業務概要は、本事業の目的や基本的な考え方にに基づき、総合計画策定に必要と思われる最低限の事項を示したものであり、プロポーザルで提案のあった項目も含め、市と受託事業者との協議により変更することがある。

なお、次期総合計画策定にあたっては、「みんなでつくる」「みんなで達成をめざす」「みんなで作り直す」計画とすることを重視しており、業務の提案にあたっては十分に留意すること

(1) 総合計画策定に関する調査分析及びあり方検討

川西市の総合計画策定に関して、社会潮流や国・県等の各種計画及び関連計画等を収集・整理し、政策の方向性を分析・整理する。また、本市の現状やこれまでの取組み、先進事例の収集、整理、分析等を行い、今後の川西市における総合計画のあり方を検討する。

(参考)本市人口推計(令和2～42年)令和4年9月中旬頃完成予定。

市民意識調査(令和3年度実施済)

市民実感調査(平成21年以降毎年1月頃実施)

などの調査結果(市ウェブサイトから入手または市から提供)も参考にすること

(2)(仮称)かわにし市民会議開催支援

目的:基本計画または各個別計画に掲載すべき具体的重点施策(総合戦略に相当するもの)の検討を行うための材料とする。市民同士の議論のなかで、各個別計画または実施計画に記載すべき内容を収集・整理し、審議会等で提示する資料を作成する。

回数:全6回程度を想定。対面開催を原則とするが、状況によりオンラインまたは対面とオンラインの併用とすることもある。また、開催回数も増減することがある。

備考:・参加者は原則として無作為抽出で選ばれた市民とすることを検討している。

・参加者数の指定は行わない。本会議の目的を達成するためにふさわしい人数及び進め方などを提案すること

・市民会議の司会、ファシリテーターは受託者が用意すること。なお、進行にあたっては、市民同士の対話を引き出すような仕掛けと、まちづくりを自分事とじてもらえる構成とすること。

・本市民会議への参加をきっかけに、市民の自発的な活動が生まれることをめざしている。必ずしも委託期間中に活動が生まれることを必須の成果とはしないが、そのための仕掛けについて十分意識した内容とすること。

(3) オンライン上での意見募集(意見交換)が可能とするプラットフォームの設置

さまざまな事情により対面での会議等に参加することが難しい市民等が、本計画策定に関わることができるような手段を設けることを目的とし、オンライン上にプラットフォームを設置する。

・これまで総合計画策定に携わる機会が少なかった属性の方にも議論に参加してもらえるような提案をすること。

・また、(仮称)かわにし市民会議その他の総合計画策定に係る市の取組みでも活用できるものを提案し、それぞれの取組みにおける市民同士の議論がより活発なものとなるよう支援を行うこと。

- ・意見交換の経過が分かるよう成果をまとめること。
- ・システム使用料は、本業務の委託料に含めず、使用期間に応じて別途支払うものとする。提案においては、システム導入の初期費用・使用期間に応じた使用料の詳細を必ず記載すること。

(4) 総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）の構成検討支援

本市にふさわしい総合計画（基本構想及び基本計画素案、実施計画大枠案）を作成すること。策定後の実行 - 評価 - 改訂を見据え、指標の設定等必要な項目について提案する。なお、市民と共有する計画とするため、冊子に記載する要点を絞るなど、全体の構成（分量）を大きく見直す方針であることに留意する。（令和4年度 第1回川西市総合計画審議会 資料4-1 参照）

（基本構想）

- ・本市におけるさまざまな取組み結果や各種調査の分析をふまえ、めざす都市像、ありたいまちの姿、これらを実現するための行動や判断の指針となる大切に考える考え方など、基本構想の素案を作成する。
- ・素案について、審議会や策定本部会議の意見を踏まえて修正案を作成する。

（基本計画）

- ・基本構想の実現のための基本的な施策を体系的にまとめて基本計画の素案を作成する。
- ・素案について、市民会議や審議会、策定本部会議の意見を踏まえて修正案を作成する。

（実施計画）

- ・基本計画に示した施策の具体的な事業を示す実施計画のあり方を示した大枠案を作成する。

(5) 総合計画（完成版）のデザイン

- ・写真や図表を用い、総合計画の内容が市民に伝わりやすい構成や配置、その他を提案するものとする。
- ・総合計画概要版についても、概要版としての機能を果たすデザインを提案すること。
- ・なお、印刷製本は別途発注するため、費用は本業務委託料に含めないこと。

7. 成果品

- ・本業務委託の成果をまとめた報告書
- ・総合計画（完成版） 全体版及び概要版 電子データ等一式
- ・その他本業務委託において作製した資料等 電子データ等一式

8. その他

- (1) 業務の実施にあたっては、市と協議を行い、その指示により業務を進め、業務の結果については速やかに報告を行うものとする。
- (2) 受託事業者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 本業務の意図を十分理解し適正かつ円滑に業務を遂行するため、業務の段階ごとに協議又は打合せを行い、その記録をその都度市に提出して相互に確認するものとする。また、業務内容全般を常に把握している専任の技術者を置き、市の求めに応じて業務状況の報告を行うこと。

- (4) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は市に帰属すること。
- (5) 業務完了後、受託事業者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託事業者は速やかに市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託事業者の負担とする。
- (6) 受託事業者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに市と受託事業者が協議して定めるものとする。
- (8) 本仕様書に記載の事項について、その目的及び効果に関して優れた代替方法等を提案したときは、本市と受託事業者との協議により、内容を変更することができるものとする。